大淀川水系新別府川河川整備計画

平成 27 年 9 月

宮崎県

大淀川水系新別府川河川整備計画

目 次

| 1. 新 | 別府川の概要 | 1 |
|------|--|----|
| 1.1 | 流域及び河川の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
| 1.2 | 治水の沿革 | 13 |
| 1.3 | 利水の沿革 | 15 |
| | 別府川の現状と課題 | |
| 2.1 | 治水の現状と課題 | 16 |
| 2.2 | 利水、利用及び河川環境の現状と課題 | 18 |
| 3. 河 | 川整備計画の対象区間と対象期間 | 19 |
| | 整備区間 · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | |
| 3.2 | 対象期間 | 20 |
| | 川整備の目標に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| 4.1 | 河川整備計画における基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 21 |
| | 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事 | |
| | 項 | 22 |
| 4.3 | 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 | 23 |
| | 河川環境の整備と保全に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| 5. 河 | 川整備の実施に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 24 |
| 5.1 | 河川整備の実施に関する考え方 | 24 |
| | 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行 | |
| | により設置される河川管理施設等の概要 | 25 |
| 5.3 | 河川の維持の目的、種類及び施行の場所 | |
| 6. 河 | 川情報の提供、地域や関係機関との連携等に関する事項 | 30 |
| 6.1 | 河川情報の提供に関する事項 | 30 |
| 6.2 | 地域や関係機関との連携等に関する事項 | 30 |

1. 新別府川の概要

1.1 流域及び河川の概要

(1) 流域及び河川の概要

一級河川大淀川の支川である新別府川は、その源を宮崎県宮崎市北部の丘陵地帯に発し、宮崎市街地北部から東部の水田地帯を流れ宮崎市新別府町で大淀川河口左岸の日向灘に注ぐ幹川流路延長 12.8km、流域面積 28.4km²の一級河川です。

新別府川は、宮崎市の市街地を流れ、この地域の社会・経済の基盤をなす とともに、古くから人々の生活・文化を育んでいます。

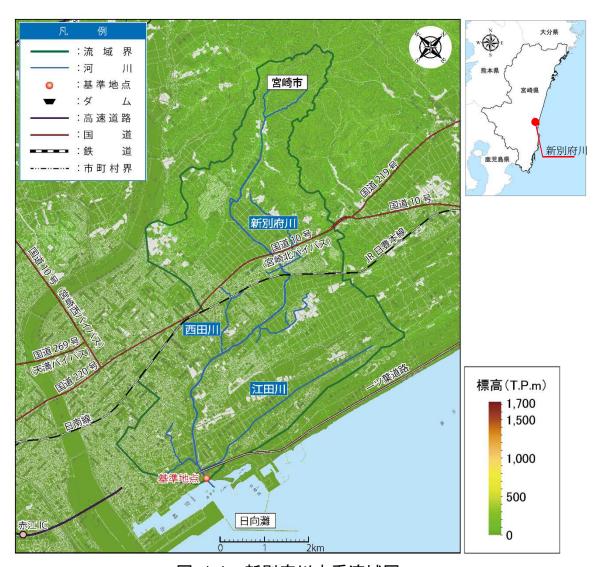


図 1-1 新別府川水系流域図

(2) 気候

流域の気候は、南海型気候区に属し温暖多雨な気候帯にあります。宮崎観測所の観測では、年間平均気温は約 17.7℃、年間降水量は約 2,600mm を記録し、降雨の大部分は台風期及び梅雨期に集中しています。

(3) 地形・地質

新別府川の上流域は、標高 100m 程度の小高い丘陵地になっています。中下流域は、大淀川が形成した沖積平野であり、海岸線の背後には海岸砂丘による微高地が分布しています。河口は一ツ葉入江に流下していますが、現在は、入江のほとんどは宮崎港になっています。

地質は、上流域は宮崎層群の砂岩、泥岩、砂岩泥岩互層となっています。 中~下流域は完新世の礫・砂・シルト・粘土で覆われています。

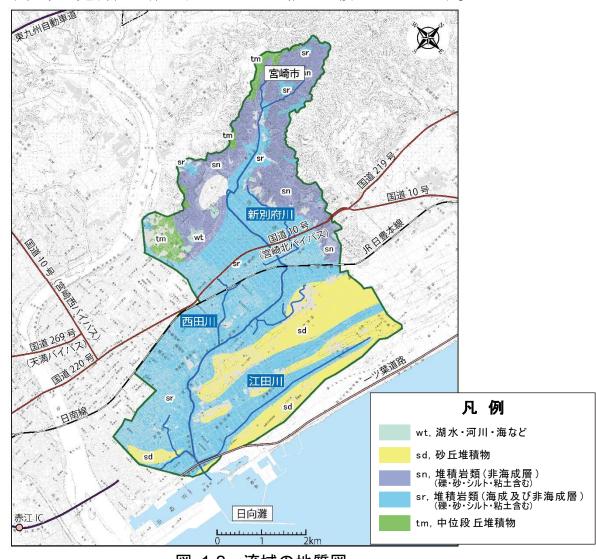


図 1-2 流域の地質図

※産総研地質調査総合センター 20 万分の 1 日本シームレス地質図 (https://gbank.gsj.jp/seamless/)クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示 - 改変禁止

(4) 人口・産業・土地利用

新別府川流域の人口は、平成 22 年の統計で約 85,000 人です。流域が属する宮崎市は、県都及び南九州の中核都市として、個性的で魅力ある都市へと発展させることを旗印に、「活力と緑あふれる太陽都市みやざき」の実現に向けた、まちづくりが進められています。新別府川の流域は、市街地近郊に位置しており商業地や住宅地としての開発が活発化している地域です。

(5) 歴史・文化

流域内及び周辺には、重要な文化財や史跡が数多く所在しています。新別 府川の下流部の海岸砂丘上には、檍遺跡(**写真** ②)をはじめとする弥生時 代初期の遺跡群が点在しています。

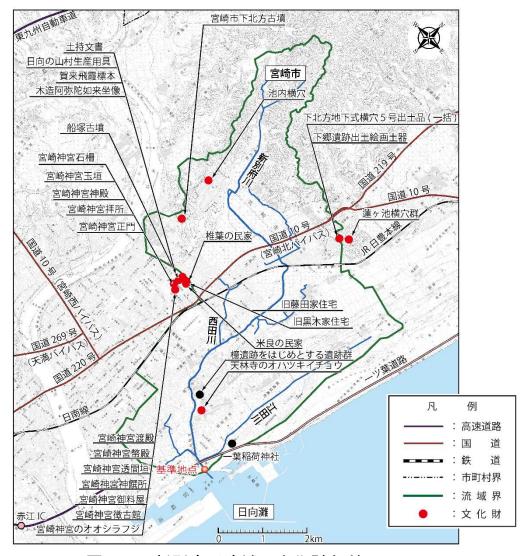


図 1-3 新別府川流域の文化財など

また、支川の江田川下流に位置する一葉稲荷神社(写真 ①)は、約350 年前に被害を受けた際に、一匹の白兎が現れ、津波を蹴って神社を守ったと 伝えられており、災害からの「守り神」としてあがめられたと言われていま す。









ー葉稲荷神社(白兎の意匠)(写真 ①)



檍遺跡(写真②) ※宮崎市資料

(6) 自然環境

新別府川の上流から中流部は、河床勾配 1/300~1/3,000、川幅 20~50m 程度で、標高約 120m の丘陵地から宮崎市の市街部を流れています。丘陵地の河川沿いにはシイ・カシ萌芽林やスギ・ヒノキ・サワラ植林が分布し、平地部では水田や住宅地等が立地しています。河川内にはツルヨシ群落等が、堤防沿いにはチガヤ・ススキ群落が分布し、アカメヤナギなども見られます。周辺にはオオヨシキリやキジバト、セッカ等の鳥類が、水域にはオイカワ(写真⑤)やメダカ南日本集団(環境省及び宮崎県レッドリスト 絶滅危惧Ⅱ類)等の魚類が生息しています。

下流部は、河床勾配 1/3,000、川幅 70m 程度で、宮崎市の市街地を流れ宮 崎港湾内に注いでいます。河川内にはヨシ群落が、堤防沿いにはチガヤ・ス スキ群落が分布し、カンザンチク群落やハゼノキ、エノキなども見られます。 また、特定外来生物のオオキンケイギクの侵入が確認されています。支川の 江田川にはコウホネなどの希少な植物が分布していますが、特定外来生物の オオフサモなどの侵入も確認されています。水域は、防潮堰上下流で淡水域 と汽水域に分離されています。淡水域では、コイやギンブナ等の止水域を好 む魚類、タケノコカワニナ(環境省レッドリスト 絶滅危惧Ⅱ類、宮崎県レ ッドリスト 絶滅危惧 I B類) (**写真 ④**) 等の貝類、ミナミテナガエビ等の 甲殻類が生息しています。また、特定外来生物のオオクチバスも確認されて います。汽水域では、スズキ (写真 ⑥) やマハゼ等の魚類、マガキやオチバ (コムラサキガイ)(環境省レッドリスト 準絶滅危惧、宮崎県レッドリスト 絶滅危惧Ⅱ類)等の貝類、ミナミテナガエビやヒライソガニ等の甲殻類が生 息しています。陸域では、キアシシギやシロチドリ(環境省レッドリスト 絶 滅危惧Ⅱ類、宮崎県レッドリスト 準絶滅危惧)(写真 ③)、カルガモ等の鳥 類が見られます。冬季には、コガモやカルガモ等のカモ類やハマシギ(環境 省レッドリスト 準絶滅危惧)等が一ツ葉入江とあわせて越冬地として利用 しています。

新別府川河口域には一ツ葉防潮堰と 江田川樋門が配置され、その上下流で淡水域と汽水・海水域とに分断されています。堰上下流には広い水面域が形成されているものの流れは滞留した状態となっているため、水域や水際部における生息・生育環境の変化に乏しく、生物相が単調化の傾向にあります。

新別府川河口域の現況(0k200) (白矢印は下流方向を示す)

表 1-1 新別府川流域で確認された希少種

| 分類 | 目名 | 科名 | 種名 | 指定内容 | 備考 |
|------|-----------|-----------|--------------------|------------------------------------|------|
| 魚類 | ウナギ目 | ウナギ科 | ニホンウナギ | 環境省:絶滅危惧 I B類 | 文献 |
| | ナマズ目 | ナマズ科 | ナマズ | 宮崎県: 準絶滅危惧 | 文献 |
| | ダツ目 | メダカ科 | メダカ南日本集団 | 環境省:絶滅危惧Ⅱ類,宮崎県:絶滅危惧Ⅱ類 | 文献 |
| 底生動物 | 原始紐舌目 | タニシ科 | マルタニシ | 環境省:絶滅危惧Ⅱ類,宮崎県:準絶滅危惧 | 文献 |
| | 盤足目 | トウガタカワニナ科 | タケノコカワニナ | 環境省: 絶滅危惧 II 類, 宮崎県: 絶滅危惧 I B類 | 現地確認 |
| | 基眼目 | オカミミガイ科 | ナラビオカミミガイ | 環境省:絶滅危惧 II 類, 宮崎県:絶滅危惧 I B類 | 文献 |
| | | モノアラガイ科 | モノアラガイ | 環境省:準絶滅危惧, 宮崎県:準絶滅危惧 | 文献 |
| | イシガイ目 | イシガイ科 | マツカサガイ | 環境省:準絶滅危惧, 宮崎県:絶滅危惧 I A類 | 文献 |
| | マルスダレガイ目 | フジノハナガイ科 | ナミノコ | 環境省:準絶滅危惧 | 現地確認 |
| | | シオサザナミ科 | ハザクラ | 環境省:準絶滅危惧,宮崎県:絶滅危惧Ⅱ類 | 現地確認 |
| | | | オチバ(コムラサキガイ) | 環境省:準絶滅危惧,宮崎県:絶滅危惧Ⅱ類 | 現地確認 |
| | | シジミ科 | ヤマトシジミ | 環境省:準絶滅危惧,宮崎県:情報不足 | 文献 |
| | ワラジムシ目 | スナウミナナフシ科 | ムロミスナウミナナフシ | 宮崎県:準絶滅危惧 | 現地確認 |
| | エビ目 | キンセンガニ科 | キンセンガニ | 宮崎県:準絶滅危惧 | 現地確認 |
| | | ケブカガニ科 | マキトラノオガニ | 宮崎県:絶滅危惧 I B 類 | 現地確認 |
| 鳥類 | コウノトリ目 | サギ科 | チュウサギ | 環境省: 準絶滅危惧 | 現地確認 |
| | | | カラシラサギ | 環境省: 準絶滅危惧 | 文献 |
| | | | クロサギ | 宮崎県: 準絶滅危惧 | 文献 |
| | | トキ科 | クロツラヘラサギ | 環境省:絶滅危惧 I B類, 宮崎県:絶滅危惧 I A 類 | 文献 |
| | カモ目 | カモ科 | コクガン | 国天然, 環境省:絶滅危惧Ⅱ類 | 文献 |
| | | | ツクシガモ | 環境省:絶滅危惧 II 類, 宮崎県:絶滅危惧 I B類 | 文献 |
| | | | トモエガモ | 環境省:絶滅危惧Ⅱ類,宮崎県:絶滅危惧Ⅱ類 | 文献 |
| | タカ目 | タカ科 | ミサゴ | 環境省: 準絶滅危惧, 宮崎県: 準絶滅危惧 | 現地確認 |
| | | ハヤブサ科 | ハヤブサ | 国内種の保存法, 環境省: 絶滅危惧 Ⅱ 類, | 文献 |
| | | | | 宮崎県:準絶滅危惧 | |
| | ツル目 | クイナ科 | ヒクイナ | 環境省:準絶滅危惧, 宮崎県:準絶滅危惧 | 文献 |
| | チドリ目 | チドリ科 | シロチドリ | 環境省:絶滅危惧Ⅱ類,宮崎県:準絶滅危惧 | 現地確認 |
| | | シギ科 | ハマシギ | 環境省:準絶滅危惧 | 現地確認 |
| | | | ツルシギ | 環境省:絶滅危惧Ⅱ類 | 文献 |
| | | | アカアシシギ | 環境省∶絶滅危惧Ⅱ類 | 文献 |
| | | | オオソリハシシギ | 環境省:絶滅危惧Ⅱ類 | 文献 |
| | | | ホウロクシギ | 環境省:絶滅危惧Ⅱ類,宮崎県:絶滅危惧Ⅱ類 | 文献 |
| | | | コシャクシギ | 国際(渡)種の保存法, 環境省: 絶滅危惧 I B類 | 文献 |
| | | セイタカシギ科 | セイタカシギ | 環境省:絶滅危惧Ⅱ類,宮崎県:準絶滅危惧 | 文献 |
| | | カモメ科 | ズグロカモメ | 環境省:絶滅危惧Ⅱ類,宮崎県:絶滅危惧Ⅱ類 | 文献 |
| | | | コアジサシ | 国際(渡)種の保存法, 環境省:絶滅危惧 II 類, 宮 | 現地確認 |
| | | | | 崎県:絶滅危惧 I B類, 宮崎県条例指定 | |
| | スズメ目 | サンショウクイ科 | サンショウクイ | 環境省:絶滅危惧Ⅱ類 | 文献 |
| | | ヒタキ科 | キビタキ | 宮崎県: 準絶滅危惧 | 文献 |
| | | | オオルリ | 宮崎県: 準絶滅危惧 | 文献 |
| | | | コサメビタキ | 宮崎県: 準絶滅危惧 | 文献 |
| | | カササギヒタキ科 | サンコウチョウ | 宮崎県: 準絶滅危惧 | 文献 |
| | | ホオジロ科 | ホオアカ | 宮崎県:その他保護上重要な種 | 文献 |
| 植物 | シダ植物 | ヒメシダ科 | テツホシダ | 宮崎県:絶滅危惧Ⅱ類 | 文献 |
| | 離弁花類 | セリ科 | サワゼリ | 環境省:絶滅危惧Ⅱ類,宮崎県:絶滅危惧IA類 | 文献 |
| | 合弁花類 | シソ科 | ヒメナミキ | 宮崎県:絶滅危惧Ⅱ類 | 文献 |
| | 単子葉植物 | ラン科 | フウラン | 環境省:絶滅危惧Ⅱ類, 宮崎県:絶滅危惧Ⅱ類, 宮崎県条令指定 | 文献 |
| 昆虫類 | チョウ目(鱗翅目) | シジミチョウ科 | タイワンツバメシジミ本土 亜種 | 環境省:絶滅危惧 I B 類, 宮崎県:絶滅危惧 I B 類 | 文献 |
| 哺乳類 | ネコ目(食肉目) | イタチ科 | イタチ | 宮崎県:情報不足 | 文献 |

- 注 1)分類の配列、種名等は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト(平成 24 年度版)」(水情報国土データ管理センター、2012 年公表)に 進じた。
- 注 2) 備考欄の「現地確認」は平成 26 年度環境調査で確認されたもの。「文献」は既存文献に記載されていたもの。
- 注 3) 文献に記載されていた動植物のうちその生息・生育場が河川と係りの薄い種は記載していない。
- ■重要種選定基準及びカテゴリー区分
- ・天然記念物(「文化財保護法」(1950年)または「文化財保護条例」(1976年)に基づく天然記念物) 国天然: 天然記念物 国特天: 特別天然記念物 県天然: 県天然記念物
- ・種の保存法(「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(1993年)に基づく国内希少野生動植物種) 国内:国内希少野生動植物種 国際(渡):国際希少野生動植物種
- ・環境省第4次レッドリスト(「報道発表資料 第4次レッドリストの公表について(お知らせ)」(2012年、2013年) EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧 I 類、CR:絶滅危惧 I A 類、EN:絶滅危惧 I B 類、VU:絶滅危惧 I 類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:絶滅のおそれのある地域個体群
- ·「国立·国定公園特別地域内指定植物図鑑 南近畿·南四国·九州編」(1985年、環境庁)「日豊海岸」
- ・宮崎県の保護上重要な野生生物 改訂・宮崎県版レッドデータブック 2010 年度版(2011年)の掲載種 EX:絶滅, EW: 野生絶滅, CR: 絶滅危惧 I A類, EN: 絶滅危惧 I B類, VU: 絶滅危惧 I類, NT: 準絶滅危惧, DD: 情報不足, LP: 地域個体群, OT: その他保護上重要な種
- ・宮崎県野生動植物保護条例(「宮崎県野生動植物の保護に関する条例第 11 条」(2006 年 3 月、宮崎県)の指定希少野生動植物)



シロチドリ (写真 ③)

(環境省:絶滅危惧Ⅱ類, 宮崎県:準絶滅危惧)



タケノコカワニナ (写真 4)

(環境省:絶滅危惧Ⅱ類、 宮崎県:絶滅危惧ⅠB類)



オイカワ(写真 ⑤)



スズキ (写真 ⑥)

(7) 河川景観及び河川利用

上流域から中流域では、小高い丘陵地から連続する開けた田園風景がみられますが、JR 日豊本線の交叉部から下流域の大部分では開発が進行し、市街地となっています。

かつて、新別府川は、流域の農地を灌漑する農業用水としての利用が卓越 していましたが、現在は市街地からの雨水排水を受ける河川へと役割が変化 してきました。また、市街地におけるオープンスペースとして、散策や釣り 等に利用されています。

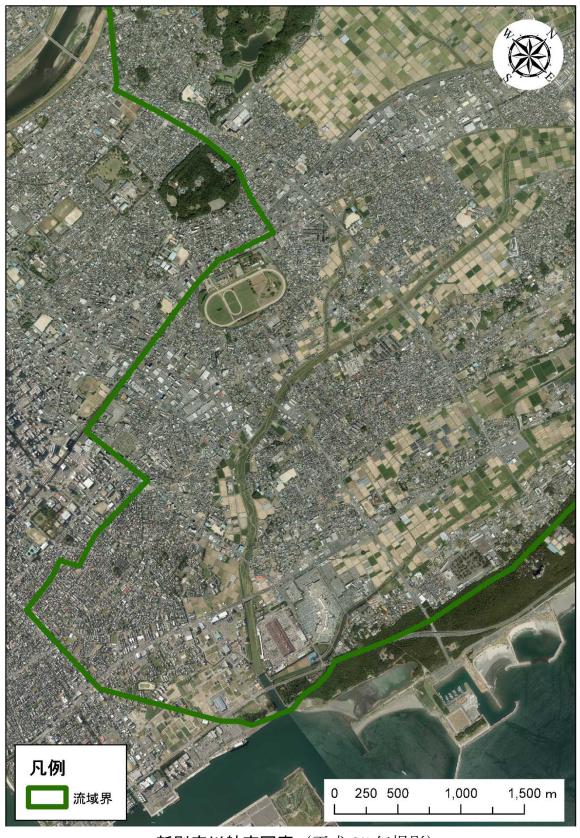
なお、新別府川及び支川の江田川では地域自治会を中心に水辺の環境保全 活動が活発に行われています。





新別府川流域の概況(平成 12 年度)

※「パンフレット:新別府川河川改修事業」(宮崎県)



新別府川航空写真(平成 25 年撮影)



新別府川の防潮堰(一ツ葉防潮堰)

※「パンフレット:中小河川改修事業 新別府川(下流工区)」宮崎県



新別府川の利用状況

※「パンフレット:中小河川改修事業 新別府川(下流工区)」宮崎県

(8) 水質

新別府川では、環境基準の類型指定はありません。一ツ葉防潮堰及び新別府橋において、BOD75%値は概ね AA 類型 (BOD1.0mg/L 以下) 相当であり、とても良好な水質が確保されています。

ただし、国道 10 号バイパス上流の黒太郎橋 2 号橋から下流区間において、 茶褐色のにごりが確認されています。これは鉄イオンを含んだ地下水が河川 に流出し、酸素と結びついて水酸化鉄が生成されることが原因と考えられま す。河川水内の鉄分は有害ではなく、新別府川周辺の自然環境に由来する現 象と考えられます。



河口部右岸(一ツ葉防潮堰下流 0k190)



前田川との合流部を 0k200 付近から望む



0k300付近より上流を望む



坂本橋(1k700 付近)より下流を望む



図 1-4 新別府川における水質観測地点

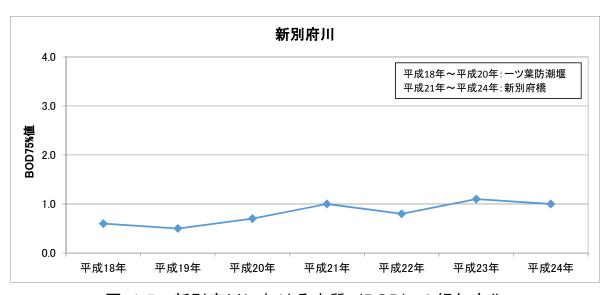


図 1-5 新別府川における水質 (BOD) の経年変化

1.2 治水の沿革

新別府川は、昭和 40 年代から上流部より急速に都市化が進み、浸水被害が大きな問題となったため、昭和 47 年度に河口から浮之城までの L=2.0km を局部改良事業で取り組みました。昭和 49 年度からは、さらに事業の促進を図るため、中小河川改修として事業を格上げし、国道 10 号までの L=5.81km を重点的に整備しました。

昭和 58 年度には、国土総合開発事業調整費で一ッ葉防潮堰、江田川樋門、前田川樋門を完成させ、昭和 59 年度に JR 日豊本線までを暫定通水することにより、浸水被害を激減させてきました。支川の西田川においては、本川との事業進捗を合わせるため、昭和 60 年度に中小河川改修事業に取り組み、昭和 63 年度に完成しています。



新別府川の氾濫状況 (昭和43年9月23日洪水) ※「新別府川全体計画」

新別府川下流工区は、国道 10 号新別府川橋(平成元年~平成 2 年)の架け替えにより平成 3 年度末をもって、河口から国道 10 号までの全川の改修を完了しました。

国道 10 号より上流については、平成元年度から新別府川中小河川改修事業上流工区 L=4.03km として事業に着手し、平成 11 年度に完了しました。

新別府川では、事業完了の平成 12 年度以降、河川からの氾濫による家屋 浸水被害は発生していません。

| | 年号 浸水面積 (ha) | 被災家屋数(棟) | | | | | |
|------|-------------------|----------|-------|-----|----|----------|-----------|
| 西暦 | | | 床下 | 床上 | 半壊 | 全壊 流出 | 備考 |
| 1968 | 昭和43年 | 410.0 | 159 | 11 | 11 | 1 | 台風16号(9月) |
| 1983 | 昭和58年 | 180.0 | 1,498 | 188 | 0 | 0 | 台風10号(9月) |

表 1-2 新別府川における主な洪水被害

※昭和43年以降は、水害統計により各年に発生した被害の合計値(河川からの氾濫による被害)





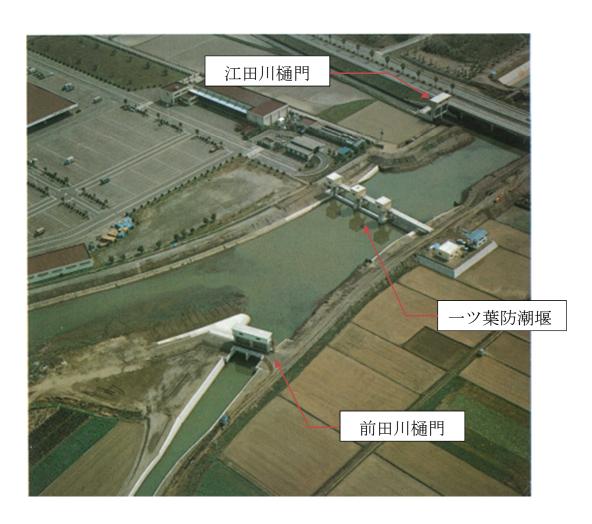
新別府川の氾濫状況(昭和 58 年 9 月洪水) ※「新別府川全体計画」

1.3 利水の沿革

新別府川の河川水は、古くから農業用水として利用され、流域の人々の生活を支えています。新別府川の改修事業以前には、

だ橋上流に保瀬加瀬井堰があり、これが防潮と利水の目的を果たしていました。

昭和47年度からの河川改修と、昭和48年度からの宮崎港湾改修事業により、新別府川の河口が、現在のように直接海域へと繋がることになり、河道への塩水遡上による耕地及び地下水への塩害被害等を防止するため、昭和58年度に一ツ葉防潮堰、江田川樋門、前田川樋門(**写真⑦**)が築造されました。



ーツ葉防潮堰・江田川樋門・前田川樋門(写真 ⑦)

※「パンフレット:一ツ葉防潮堰(一級河川新別府川)」 (宮崎県土木部河川課・宮崎土木事務所)

2. 新別府川の現状と課題

2.1 治水の現状と課題

2.1.1 洪水対策

新別府川の治水事業は、昭和 47 年度から河川改修に着手し、平成 11 年度に事業が完了しました。事業完了の平成 12 年度以降では、河川からの氾濫による浸水被害は発生していません。

新別府川においては、今後も家屋浸水被害が生じないよう、これまで整備してきた目標流量が流下できる河道を維持できるよう適切に管理していく必要があります。



新別府川の改修状況と効果

※「パンフレット:中小河川改修事業 新別府川(下流工区)」宮崎県

2.1.2 地震•津波対策

新別府川が注ぐ日向灘は、日本でも有数の地震・津波の常襲地帯である南海トラフ沿いに位置しており、過去には大小多くの地震・津波に襲われ、被害を受けてきました。国の地震調査委員会が平成25年5月に発表した長期評価によると、今後30年以内にマグニチュード8以上の地震が起こる確率は60~70%と高く、本県における地震津波対策は喫緊の課題となっています。

このような状況のもと、新別府川においても大規模地震に対する堤防等河川管理施設の安全性を検証したうえで、必要な対策を実施するとともに、津波による被害防止に向け、樋門等の操作体制の更なる確立等、被災の防止・軽減を図る必要があります。

また、東日本大震災を踏まえて制定された「津波防災地域づくりに関する 法律※(平成23年12月27日施行)」の枠組み等に基づき、関係機関と連携 協力し、ソフト的な対策を進めるとともに、新別府川に係わる必要な措置を 実施し、総合的な被害軽減を図っていく必要があります。

※津波防災地域づくりに関する法律(抄)(第1条目的より)

この法律は、津波による災害を防止し、又は軽減する効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域の整備、利用及び保全(以下「津波防災地域づくり」という。)を総合的に推進することにより、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図るため、国土交通大臣による基本指針の策定、市町村による推進計画の作成、推進計画区域における特別の措置及び一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画に関する事項について定めるとともに、津波防災施設の管理、津波災害警戒区域における計画避難体制の整備並びに津波災害特別警戒区域における一定の開発行為及び建築物の建築等の制限に関する措置等について定め、もって公共の福祉の確保及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

2.1.3 維持管理

河川は自然公物であるため、改修を実施した後も、土砂の堆積や樹木の繁茂等により流下能力が低下する場合や、河岸の侵食によって堤防や護岸などの施設の安定性に問題が生じる等、河道内で発生する様々な変化によって改修後の状態を維持できず治水安全度が低下することがあります。さらに堤防や護岸等の施設についても老朽化や劣化によって必要な機能を発揮できなくなる恐れがあります。

そこで、改修後も適切な維持管理やモニタリングを実施するとともに、計画立案の段階から改修後に発生する変化を予想し、改修に反映していくことが必要です。

また、堤防や護岸等の施設についても、定期的な点検と更新によって所定 の機能を確保することが望まれます。

2.2 利水、利用及び河川環境の現状と課題

2.2.1 河川水の利用

新別府川の河川水は、古くから農業用水として利用され、流域の人々の生活を支えています。これまでに、渇水被害、水質汚濁等の大きな問題は発生しておらず、また、新別府川を対象とする新規の利水計画も今のところありません。

新別府川の水利用の現状を保全していくことが今後の課題です。

2.2.2 河川空間の利用

新別府川は、都市化の進む地域を流れる河川で、親水利用のポテンシャルが高い地域にあります。このため、今後は、地域との連携のもとに多くの人々が川にふれあい親しまれる水辺空間の保全・活用に努める必要があります。

2.2.3 河川環境

(1) 河川環境

新別府川流域は、水源涵養機能を有する山地が少なく、市街地近郊では、 商業地や住宅地の開発が活発化しているものの、上流から中流域には、小高 い丘陵地から連続する開けた田園風景などの良好な自然環境が多く見られま す。

しかし、塩害防止を目的とした一ツ葉防潮堰と江田川樋門の存在は、汽水域と淡水域を分断し流れを滞留させているため、水域や水際部における生息・生育環境の変化に乏しく、生物相が単調化の傾向にあります。そのため、河川を利用する動植物の多様性を保全する観点から、水利用の動向等を十分に踏まえ、上下流の連続性の復元・再生など、河川環境の改善に努めていく必要があります。

(2) 水質

新別府川では総じて良好な水質が保たれています。今後も流域住民や関係機関と連携し、良好な水質を維持していくことが課題です。

なお、水質事故が発生した場合は、関係機関と調整を図り影響の軽減に努める必要があります。

3. 河川整備計画の対象区間と対象期間

3.1 整備区間

本計画の対象とする区間は、新別府川流域のうち宮崎県知事が管理するすべての区間とします。

表 3-1 河川整備計画対象河川

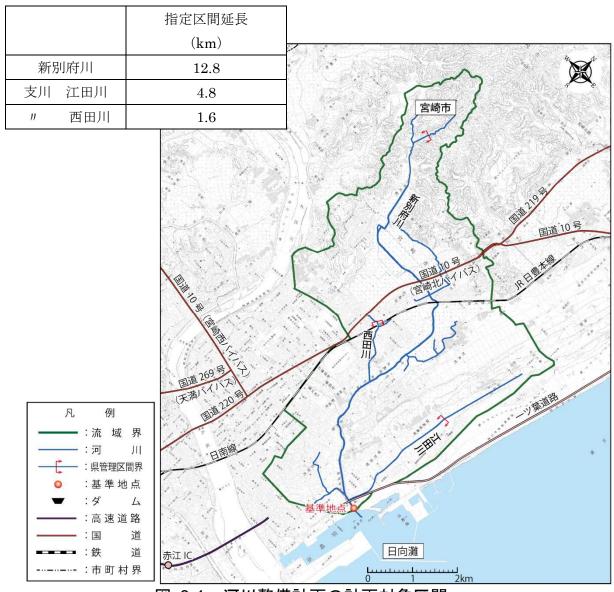


図 3-1 河川整備計画の計画対象区間

3.2 対象期間

本計画の対象期間は概ね20年とします。

本計画は、現時点の流域の社会経済情勢、自然環境状況、河道状況等に基づき策定されたものであり、策定後のこれらの状況の変化や新たな知見、技術の進捗、災害等の変化により、必要に応じて適宜計画の見直しを行います。

4. 河川整備の目標に関する事項

4.1 河川整備計画における基本理念

本県における河川整備計画の基本理念は、「治水・利水・環境の総合的な整備を促進する」とします。

この理念に基づき、新別府川河川整備計画においては、既往の洪水被害を河川整備により軽減することを主な目的として、流域や河川の現状を十分に把握したうえで、今後想定される土地利用や水利用の将来動向等を十分に踏まえ、関連する他事業との整合を図りつつ、整備に当たっての目標を明確にして、地域の方々や関係機関と連携を図りながら、河川環境に配慮した治水・利水対策を推進するものとします。

また、地域に根ざしたふるさとの川としてつくり育てるため、地元住民や 関係機関と意見や情報を交換し、協働作業を通じて、河川景観の形成及び地 域の個性にあった川づくりを行うこととします。

さらに、平成 23 年 3 月の東日本大震災の教訓を踏まえ、今後発生が危惧される南海トラフを震源とした大規模地震発生時への備えとして、耐震性能を確保した河川管理施設の整備や水門等の逆流防止のための適切な操作体制の確立等を早急に行い、津波による甚大な浸水被害の防止・軽減に努めることが求められます。加えて、関係機関との連携のもと、ソフト的な対策を進め、総合的な津波対策に取り組む必要があります。

4.2 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

新別府川については、過去の浸水被害履歴等を総合的に勘案し、これまで整備してきた計画高水流量 480m³/sec (一ツ葉有料道路橋) を整備区間の治水整備目標とし、当該流量を安全に流下させる河道を維持するために適切に管理していきます。

また、今後高い確率(70%程度)での発生が予測される南海トラフにおける地震(M8以上)及びレベル1津波に対し、堤防等の河川管理施設に求められる機能の確保に努めます。

さらに、高潮被害が懸念される区間では必要な堤防高を確保します。

危機管理に関しては、関係機関と地域住民が連携・協力し、水防体制の確立、雨量・水位等の河川情報の地域住民への提供、洪水ハザードマップ作成支援など、被害の防止・軽減を図ります。

また、河川管理施設は定期的に点検を実施し、機能が低下している場合は補修を行い、所定の流下能力が不足している場合は土砂の除去等に努めます。

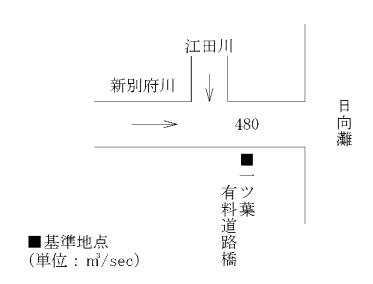


図 4-1 新別府川における整備計画の対象流量

4.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川水の利用については、本整備計画の対象区間において、現在適正な取水が行われており、渇水被害は発生しておらず、河川環境等の問題は生じていないことから、この状態を維持するよう努めます。

また、流水の正常な機能の維持に必要な流量については、流況、流水の占用、流水の清潔の保持、動植物の生息・生育・繁殖環境の状況等を考慮し、 今後、必要の生じた時点で、調査・検討のうえ定めるものとします。

4.4 河川環境の整備と保全に関する事項

新別府川流域は、水源涵養機能を有する山地が少なく、市街地近郊では、 商業地や住宅地の開発が活発化しているものの、上流から中流域には、小高 い丘陵地から連続する開けた田園風景などの良好な自然環境が多く見られま す。

しかし、塩害防止を目的とした一ツ葉防潮堰と江田川樋門の存在は、汽水域と淡水域を分断し流れを滞留させているため、水域や水際部における生息・生育環境の変化に乏しく、生物相が単調化の傾向にあります。そこで、良好な河川環境に向けた整備と保全のため、河川整備に当っては、住民や学識経験者等の意見を聴取し、長期的かつ広域的視点に立ち地域社会と一体となった整備と保全・改善に努めていく必要があります。

また、外来生物の生育・生息が確認されており、今後の増加も懸念されるため、在来種への影響を及ぼさないよう継続的な監視と関係機関との連携した防除対策等が必要です。

河川空間の利用に関しては、流域における多様で豊かな自然環境や歴史・ 文化・風土など地域特性を踏まえ、地域と連携のもと、人々が川と触れ合い、 親しめる水辺空間の保全、活用を目指します。

河川環境の整備と保全に関しては、河川及び流域の特性を十分踏まえ、治水、利水との整合を図りつつ、河川環境として、河川が本来有している動植物の生息・生育・繁殖環境やその河川と人との関わりに配慮した整備と保全に努めます。

5. 河川整備の実施に関する事項

5.1 河川整備の実施に関する考え方

(1) 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

本計画の整備目標流量を安全に流下させる対策については、日常の河川維持・管理により、堤防の決壊等による甚大な被害を防止します。

地震・津波対策については、堤防等の河川管理施設の耐震性能照査等を行ったうえで必要な対策を実施するとともに、水門等の操作体制の更なる確立等を図るほか、関係機関との連携のもとソフト的な対策を進めることで、総合的な被害軽減を図ります。

高潮対策については、津波対策とあわせて必要な対策を実施します。

(2) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

適正な水利用を維持していくために、取水量等の把握及び指導を継続していきます。また、流水の正常な機能を維持するために河川利用者・関係行政機関・河川管理者等が連携して取り組んでいきます。なお、渇水が生じた場合は、渇水に関する情報提供、情報伝達等の体制を整備し、その影響の軽減に努めるとともに、関係機関と連携し、水利使用の調整が円滑に行える体制を整備します。

水質に関しては、地域住民及び関係機関と連携し、水質改善への意識向上 を図るとともに水質事故対策の充実を図ります。

(3) 河川環境の整備と保全に関する事項

河川空間の適正な利用については、地域住民に利用されている河川敷や、水遊び場や釣り場として利用されている河原や湛水域など、人と人、人と自然がふれあう空間について、その親水性が損なわれないよう維持、保全を図ります。

河川環境の整備と保全については、河道内の植生、瀬・淵などが、豊かな自然環境や景観を形成し、多様な生物の生息・生育・繁殖の場を提供していることから、それらを保全するため、環境の変化の把握などに努めます。

これらの河川整備は、それぞれの目標が調和しながら達成されるよう、また、風土や景観、動植物の多様な生息・生育・繁殖環境を重視し、総合的な視点で順応的に進めます。

さらに、計画・設計、施工、維持管理に関してコスト縮減を図ります。

- 5.2 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の概要
- 5.2.1 洪水、津波、高潮等に関する整備

(1) 高潮、地震・津波対策

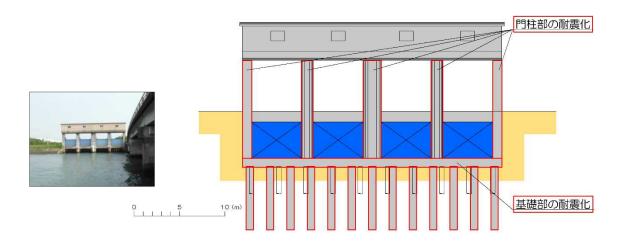
新別府川における南海トラフを震源とした地震及びレベル1津波対策は、 津波遡上区間を施工対象範囲とし、樋門の自動閉鎖化や堤防の嵩上げ、液状 化対策などのうち、効果の高いものについて実施します。

また、津波対策と高潮対策を総合的に検討し、必要な対策を実施します。



図 5-1 新別府川施工区間図

※事業実施時の詳細検討により整備延長及び整備内容が異なる場合があります。



(江田川樋門耐震改修図)

一 既設構造物 一 整備対象箇所

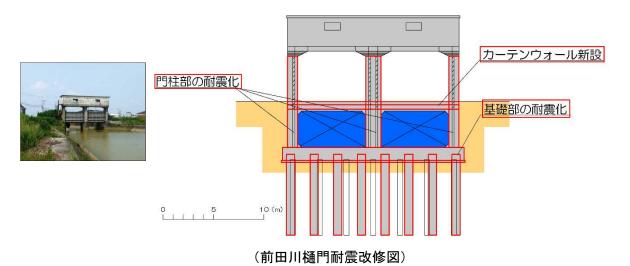


図 5-2 新別府川河道改修断面図

※事業実施時の詳細検討により整備内容が異なる場合があります。

(2) 河川管理施設の老朽化対策

ーツ葉防潮堰をはじめとする河川管理施設の老朽化対策を計画的に実施します。

(3) 局所的な対応

小規模な家屋浸水箇所については、緊急性や優先度を考慮し、被災箇所に 応じた局所的な対応を行うことにより、家屋の浸水被害の防止又は軽減を図 ります。

局所的な対応とは、小規模な家屋浸水箇所の対策として、輪中堤、特殊堤、 河道掘削、河道法線形の是正、被災要因となった構造物の改築など、ネック 箇所の解消を行い、流下能力の向上を図ります。

5.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する整備

新別府川において、河川水の利用の現状を維持するとともに、動植物の保護、流水の清潔の保持等の配慮に努めます。

水質改善については、水質の向上を図るため、家庭内でできる負荷削減対策などに関する啓発活動等を関係機関と連携に努めます。

5.2.3 河川環境及び河川の利用の整備と保全に関する事項

新別府川の河川環境の整備と保全については、生物の多様な生息・生育環境に配慮した良好な自然環境の保全や、地域住民の川や自然とのふれあいや潤いと安らぎの場としての機能にも配慮していきます。

また、河川改修、河川維持工事を実施する際には、工事中の濁水・土砂の 流出防止や動植物の保全措置とそのモニタリングに努め、必要に応じて学識 経験者の意見を聴きながら、動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮した多自 然川づくりを行います。

河川利用については、今後も水遊びや釣り、散策等、住民の憩いの場として河川利用へのニーズ、周辺状況の変化等を踏まえ、関係機関及び地域住民と連携して河川維持に努めます。

5.3 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

5.3.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

河川の維持管理や災害復旧工事の実施にあたっては、治水、利水、環境の 視点から調和のとれた川の本来の機能を維持することを目的として、地域の 特性を踏まえつつ、関係機関や地域住民と協力して以下の施策を行います。

(1) 河川管理施設の維持管理・災害復旧

洪水や津波等による災害の発生を防ぐためには、既存の堤防、護岸、樋管等の河川管理施設の機能を十分に発揮させることが重要です。このため、河川管理施設の現有機能の把握・評価を行ったうえで、機能の低下を防止するための点検、補修を行います。

なお、河川管理施設の機能の低下、及び質的低下の原因としては、洪水等の外力による損壊と経年的な劣化や老朽化によるものがありますが、前者については河川環境に配慮しつつ、速やかに復旧対策を、後者については計画的に補修・改築等の対策を行います。

(2) 河道の維持管理

河道内に堆積した土砂等については、洪水時の流下能力を維持することを 目的とし、河川巡視による堆積状況を把握し、必要に応じて周辺河川環境を 考慮しながら、しゅんせつ等の維持管理に努めます。

また、河道内に繁茂した植物については、洪水時の流下能力を維持するために必要な場合や、施設の維持管理に支障をきたす場合等に、それらの持つ浄化機能や生態系への影響を考慮しながら、必要に応じて伐採等を行うなど、適切な管理に努めます。

洪水後の局所洗掘や長期的な河床低下等については、河川巡視等により、 回復状況に留意し、適切な管理に努めます。

(3) 洪水時等の管理

計画を上回るような大規模な洪水等の発生が予想される場合又は発生した場合には、宮崎県において組織されている県水防本部を中心として、その被害が最小限となるよう、関係機関と連携して水防管理団体を支援します。

5.3.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

(1) 河川水の利用

河川水の利用については、巡視や監視によりその実態を定期的に把握し、 不正な取水等が確認された場合には、関係機関と調整の上、適切な指導を行います。

また、動植物の保護、水利等への影響がないよう、現在の河川の状態を極力維持するものとします。

良好な河川空間の保全と整備、河川空間の利用、さらに、伝承文化の保全については、県や市町村、民間等が連携して、新別府川に着目した広域的な地域づくりを進めていくものとします。

(2) 河川の水質保全

新別府川並びにこれに流入する河川及び水路等の水質について、関係機関と連絡調整を密にし、水質汚濁防止法の遵守を呼びかけます。

水質事故が発生した場合は、状況の把握、関係機関への連絡、水質の監視、 事故処理等を原因者及び関係機関と協力して行い、その影響の軽減に努めま す。

5.3.3 河川環境の整備と保全に関する事項

河川空間の利用、保全が適正に実施されるよう、適切な頻度で平常時の河川巡視を実施し情報の把握に努めるとともに、河川区域内の河川利用や河川環境及び景観などに配慮し、治水・利水・環境の視点から支障をきたさない範囲で適正な管理を行っていきます。

また、地域住民及び関係機関等と連携し、特定外来生物の防除対策にも留意し、良好な河川環境の保全・再生に努めます。

6. 河川情報の提供、地域や関係機関との連携等に関する事項

6.1 河川情報の提供に関する事項

宮崎県総合河川砂防情報システムにより、雨量・水位情報をリアルタイムで収集し、インターネットや地上デジタル放送などを活用し、関係機関や地域住民へ提供することにより水防活動等を支援し、被害防止・軽減対策を迅速に行います。

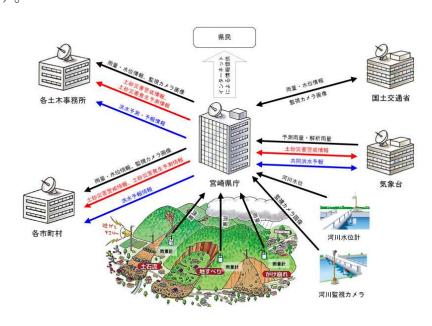


図 6-1 宮崎県総合河川砂防情報システムについて

さらに、関係機関との連携により、市町村が作成した避難経路等を記載した洪水ハザードマップ等の周知を支援し、計画を上回るような大規模な洪水の発生に対して極力被害を防止・軽減するように努めます。また、インターネット等により河川事業の紹介を行う等、河川に関する情報の提供を進め、河川事業の広報に努めます。

6.2 地域や関係機関との連携等に関する事項

洪水被害を防止・軽減するために関係機関と連携し、水防活動を支援します。

また、流域の視点に立った総合的な治水対策を行うため、関係部局との連携を図り、土地の改変に伴う流出量の増加を抑制するよう努めます。

さらに、水質の保全及び更なる向上を図るために、川自体の持つ自然の自 浄機能を活かしつつ、流域から発生する生活系や農業系の汚濁負荷を低減す るよう関係機関と連携し取り組みます。